

業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市観光・MICE戦略の策定に向けた調査等業務委託

2 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 履行場所

提案内容に準ずる

4 業務目的

人口減少、少子高齢社会を迎える中、本市が今後も継続的に発展していくための成長エンジンとして、観光・MICEの果たす役割は重要である。

しかし、現状として、国内外から「選ばれる観光地」となるための取組を進める中で、観光資源、誘客、市域を越えた連携、MICE施設など様々な面で課題を抱えている。

そのため、課題に効果的に取り組み、さらには本市が表明したIRの誘致等、今後の環境の変化を見据え、横浜市が目指す観光・MICEの姿や方向性を示す戦略（以下、本戦略とする）を策定することとし、それに資する調査等を実施する。

5 前提条件

本業務は、戦略策定に向けた調査等という位置づけであるため、以下のことを念頭に実施すること。

(1) 本戦略の構成は、「マスタープラン&アクションプラン型」とし、マスタープランを概ね10年後を見据えた長期的な構想と位置づけ、アクションプランを環境の変化に合わせて改定できる内容とすることを想定している。

(2) 調査等の柱（本戦略の柱となりうるポイント）は、以下のとおりとする。

ア 観光資源

イ ターゲティング

ウ 誘客・プロモーション

エ 受入環境の整備

オ MICE

カ 観光推進体制（DMO等）

なお、調査等の結果、必要とされる柱を追加することも可とする。

- (3) 現状分析はもちろんのこと、IRの誘致等、本市の観光・MICEをとりまく環境の変化を見据えた調査等を行うこと。
- (4) 国内及び国外の双方に目を向けた調査等を行うこと。
- (5) 本市が過去に行った調査、国や他自治体等の公表データ、その他受託者が持つデータ等を十分に活用したうえで、本戦略策定に資する調査を実施すること。

なお、本市が過去に行った主な調査については、横浜市文化観光局HPを参照すること。（URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/miryoku/data/>）

6 業務内容

(1) 調査の実施

「5 前提条件 (2) ア～カ」の柱ごとに、本戦略策定のために必要かつ十分なテーマを設定したうえで調査すること。

なお、柱ごとに設定するテーマについては、本プロポーザルにて提案することとするが、以下に示しているテーマは必ず含めること。

柱	テーマ
ア 観光資源	<ul style="list-style-type: none">・本市の現状（特徴）・本市の課題（強み、弱み）・磨き上げるべき観光資源・新たな観光資源
イ ターゲティング	<ul style="list-style-type: none">・本市の現状・本市の課題・ターゲット層の明確化（国内、国外）・ターゲットとするべき国・地域の分析・ニーズの把握（ターゲットごと）
ウ 誘客・プロモーション	<ul style="list-style-type: none">・本市の現状・本市の課題・効果的なプロモーション（ターゲットごと）・効果測定手法
エ 受入環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・本市の現状・本市の課題・観光案内体制（多言語対応、案内標識、無料Wi-Fi環境等）・多様な文化・習慣への対応・回遊性向上（送客機能含む）・災害時の対応

オ M I C E	<ul style="list-style-type: none"> ・M、I、C、Eの分野ごとの <ul style="list-style-type: none"> ① 本市の現状（特徴） ② 本市の個別課題（強み、弱み） ③ 新たなターゲット ④ 本市が今後重点的に取り組んでいくべき分野 ・横浜のM I C E産業の分析 ・世界のM I C Eの現状と将来予測 ・他国／他都市との比較（推進体制、施設、助成金、ユニークベニューや観光コンテンツ等都市としての魅力等）
カ 観光推進体制（DMO等）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の観光推進体制の現状 ・本市の課題 ・目指すべき体制及び財源 ・成功事例（海外含む） ・市内で連携すべき地域、事業者、観光資源及び連携手法（関連事業者へのヒアリング含む） ・広域的に連携すべきエリア及び連携手法

(2) 現状と課題の分析

調査結果をふまえ、本市の観光・M I C Eの現状と課題について報告すること。その際、グラフや図等を用い、わかりやすくまとめることを心がけること。

(3) 戦略策定に向けた提案

ア I Rの誘致等、本市の観光・M I C Eをとりまく環境の変化を見据え、「マスタープラン」に該当する長期的な観光・M I C Eの方向性を提案すること。

イ 「マスタープラン」をふまえ、5 (2) の柱ごとに「アクションプラン」に該当する具体的な施策を提案すること。

なお、上記ア、イの提案内容のうち、本市として数値目標（K P I等）を設定すべきものについては、必要な助言を行うこととする。

(4) 調査報告書の作成

ア 進捗報告

委託者の依頼に応じて、定期的に業務の進捗について報告すること。

イ 中間調査報告書

令和2年10月末までに受託者が実施した調査結果等からなる中間調査報告書を作成し提出すること。

なお、中間調査報告書の構成については本プロポーザルにて提案すること。

ウ 最終調査報告書

総合分析を踏まえ、令和3年3月末までに概要版及び詳細版からなる最終調査報告書を作成し提出すること。

また、概要版は、横浜市文化観光局のウェブサイト等で公表することを前提とする。

なお、最終調査報告書の構成については本プロポーザルにて提案すること。

(5) 報告会の開催

最終調査報告書の内容について、契約期間内に委託者及び関係者に対し、口頭での説明を行うこと（1回以上）。

(6) 報告書・成果品の提出

- | | | |
|---|---|-----------------|
| ア | 中間調査報告書（コピー製本） | 10部 |
| イ | 最終調査報告書詳細版（コピー製本） | 10部 |
| ウ | 最終調査報告書概要版（コピー製本） | 10部 |
| エ | 各種報告書のデータ（Microsoft Word、Excel、PPT、PDF） | |
| オ | その他 | その他必要な成果品を納品する。 |

7 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、常に委託者と密接な連携を図り、本市の意図について承知の上、作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (2) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (3) 委託者は必要に応じて業務内容を変更することができることとし、この場合、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- (4) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典などは全て明確にしておくこと。
- (5) 調査の手法、対象範囲、サンプル数については、統計学的に有意であること。
- (6) 本業務に関して必要となる備品類等は受託者が準備すること。
- (7) 本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。
- (8) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。
- (9) 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- (10) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (11) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。